

南部氏展示室だより ⑤



『戦国時代の南部氏』

《三戸城の炎上と中興の祖南部信直》



文明^{ぶんめい}9年(1477)11月、「応仁の乱」が終結する。その頃の奥州南部氏は、南部通継^{みちつぐ}(盛岡19代)から南部安信^{やすのぶ}(盛岡23代)にかけて衰退期に入っていた。

一方甲斐南部では、本郷の地で波木井義実^{よしざね}(波木井南部10代)が大永元年(1521)8月、今川軍の甲斐侵攻に味方した咎^{とが}により大永7年(1527)、武田信虎の軍勢に襲われて全滅し、波木井南部家は滅亡したと云う。(南部町伝承)

その為、これ以降甲斐南部郷は完全に穴山信風^{のぶかぜ}(信綱)の所領となった。

その頃、奥州三戸^{さんちゆう}では天文8年(1539)、南部晴政^{はるまさ}(盛岡24代)の時、居城の三戸城^{さんちゆう}(聖寿寺館^{しょうじゅやかた})が故ありて家臣の赤沼備中に放火され全焼してしまう。この時、南部家先祖代々の重宝及び古文書等がことごとく灰燼^{かいじん}に帰すと云う。

また、中央では永禄^{えいりく}3年(1560)の「桶狭間の合戦」や、翌年の「川中島の合戦」等、下克上の戦乱が始まった。天正^{てんしょう}10年(1582)3月11日には、織田信長の甲斐侵攻により武田家が滅亡し、その年の6月2日には「本能寺の変」で織田信長が明智光秀に討たれ、その後は羽柴秀吉が台頭する。

関白となった豊臣秀吉は、全国統一を目指して北条氏の小田原城を囲んだ。この時に、南部信直^{のぶなお}(盛岡26代)は将兵千人を率いて参陣した事により、天正18年(1590)7月27日、豊臣秀吉による領地安堵の朱印状が発給されて、初めて中央政権による南部氏の所領が確定した。

さらに文禄^{ぶんりく}元年(1592)3月の「文禄の役」(秀吉の朝鮮出兵)で南部信直は、将兵千人を率いて肥前名護屋城に参陣し沿岸の防備に当たった。

また、信直は奥州においては不来方城の福士氏を移転させ、新たに盛岡城の築城を開始する。

秀吉が慶長^{けいちょう}3年(1598)に死去すると、徳川家康が台頭し、慶長5年の「関ヶ原の合戦」では信直の跡を継いだ南部利直^{としなお}(盛岡27代)は東軍に味方し将兵5千を率いて、西軍の雄上杉景勝と対立した山形の最上氏を救援する。

戦に勝利した家康は、慶長8年(1603)征夷大將軍となって江戸幕府を開くと、慶長19年(1614)11月には「大阪冬の陣」で豊臣秀頼の大阪城を攻める。この時南部利直は、徳川軍として将兵5千4百を率いて参陣する。

さらに翌年5月の「大阪夏の陣」では、大阪城が落城し豊臣家が滅亡すると、時代は次第に安定し、平和な江戸時代に入っていく。

総務課からのお知らせ

総務課の業務を紹介します。

○職員給与・人事に関すること

職員給与、人事、職員の就退職に関する事務

※南部町の給与・定員管理等についてホームページに掲載してあります。

○文書法制事務に関すること

条例等の制定・文書管理等

○選挙に関すること

国・県・町で行われる選挙を担当しています。

選挙時には立会人・施設の借用などご協力ありがとうございます。

○情報通信設備（FM告知放送）に関すること

町内に敷設してある光ケーブルの維持管理・FM告知端末の設置・管理業務等を行っています。

※FM告知端末の設置に関してはホームページに掲載、全戸配布、広報で周知をさせていただいておりますが、不明な点等あれば下記へ連絡をお願いします。

○広報・全戸配布等に関すること

毎月全戸に配布させていただいております、広報の作成・編集を行っています。また、月2回の全戸配布等にご協力いただきありがとうございます。

※上記以外にも区長会、男女共同参画、消費生活などの業務も行っています。

お問合せ 総務課 ☎66-3401(直通) ☎66-2111(代表)
☎66-3600(情報センター)

税務課からのお知らせ

かつて日本には、「しょう油税」「トランプ類税」「電気税」など、今では聞きなれない名前の税金があり、その時代をきた人々の暮らしをささえていました。さて、現在私たちの暮らしている南部町ではどのような税金があるのでしょうか。簡単にではありますが、紹介させていただきたいと思います。

- ① 町民税…町民税には、個人住民税、法人町民税があります。個人住民税は、1月1日現在居住している住民が納める税金です。法人町民税は、町内に事業所等を有する法人等が申告し、納める税金です。
- ② 固定資産税…土地・家屋・償却資産を1月1日現在で所有している個人及び法人が納める税金です。
- ③ 軽自動車税…軽自動車を4月1日現在所有している個人及び法人が納める税金です。
- ④ 町たばこ税…町内で購入されたたばこの本数を販売事業者が毎月申告し、納める税金です。
- ⑤ 入湯税…温泉観光施設の入湯客数を施設事業者が申告し、納める税金です。
- ⑥ 国民健康保険税…国民健康保険に加入している世帯の世帯主が納める税金です。国民健康保険法において、他保険加入者を除く住民全員が加入することとなっています。

お問合せ 税務課 ☎66-3404(直通)